

保護者の皆様へ

## 令和6年度 就学援助制度のお知らせ

君津市教育委員会

君津市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるように、経済的にお困りのご家庭に対して、学用品費・給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助する制度（就学援助制度）を設けています。

### 1 援助の対象となる方

君津市立の小中学校に就学されているお子さんの保護者のうち、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度、経済的にお困りの方

### 2 申請から支給までの流れ

- (1) 就学している学校へ就学援助申請の相談
- (2) 申請書を学校から受け取り、必要書類を記載、添付し学校へ提出
- (3) 教育委員会にて審査
- (4) 審査結果（認定・否認定）が学校を通じて保護者へ通知
- (5) 認定者には、学期末に指定のあった口座へ支給

- ・4月の申請に対する結果通知は7月初旬を予定しています。  
所得状況の確認ができない場合、審査保留となり通知を出せない場合があります。

### 3 提出するもの

- (1) 就学援助申請書類一式（就学援助申請書・調査票）
  - (2) 口座番号と口座名義人（フリガナ）がわかるもの（通帳の写し等）
  - (3) ※「令和6年度 所得証明書（令和5年1～12月の所得が記載）」  
※令和6年1月1日時点で君津市に住民登録がない方のみ提出が必要です。  
当時住民登録のあった市区町村で入手してください。6月中頃から入手できることが多いので、4・5月に申請する場合は後から提出しても構いません。
- ・申請書は学校にあります。必要事項を記載のうえ、学校に提出してください。  
また、口座情報に変更がある場合は学校または教育委員会へご連絡ください。
  - ・援助を希望する方は、お子さんが進級・進学の前に申請・認定されていても、現学年としての申請が必要です。（毎年度 審査します。）

## 4 支給の内容

金額は年額です。年度途中から認定された場合は、支給される額が異なります。

費目	小学校	中学校	備考
1. 学用品費	11,630 円	22,730 円	認定月により支給額は異なる。
2. 通学用品費	2,270 円	2,270 円	小・中学校ともに1年生以外で、4月の認定者のみ。
3. 校外活動費	1,600 円	2,310 円	左記金額を限度に支給。(見学科及び交通費が支給対象)
4. 校外活動費 (宿泊あり)	3,690 円	6,210 円	
5. 通学費	実費	実費	小学校:片道4km 中学校:片道6km 以上の場合の旅客運賃額
6. 修学旅行費	実費	実費	
7. 新入学児童生徒通学用品費	54,060 円	63,000 円	1年生のうち4月の認定者のみ(小・中学校とも、入学準備金を受給済みの者を除く。)
8. 中学校入学準備金	60,000 円		小学校6年生のうち3月時点の認定者。
9. 医療費	実費	実費	※生活保護を受けている方のみ う歯・結膜炎・トラコーマ・白せん・かいせん・ うかしん・慢性副鼻腔炎等
10. 給食費	実費	実費	実費分が口座へ支給されるのではなく、 学校教育課が給食調理場へ代理納付する。

※ 生活保護による教育扶助を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

※ 申請する時期により一部対象にならない費目がありますので、ご注意ください。

## 5 支給の方法

原則、申請時に届出のあった保護者口座へ振込により支給します。(保護者以外の方の口座を届出することはできません。)

支給時期は各学期末(7月、12月、3月)です。

### ※給食費の支給について

給食費については、学期末支給ではなく、給食費の請求自体がされなくなります。

ただし、令和6年3月末時点で認定されていない(今年度初めて申請する等)お子さんは、4~6月分頃の給食費を請求(引落し)されてしまいますが、審査の結果認定されれば、申請時期に応じた額が返金され、以降の請求がなくなります。

問い合わせ

君津市教育委員会 学校教育課

TEL 0439-56-1415